

「家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会」 設置要綱

令和6年2月
経済産業省製造産業局生活製品課

1. 設置目的

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがあり、
①事業者が合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、
②合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することを目的として、平成28年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、クリーンウッド法という。）」が成立した。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況であり、G7 関連会合や APEC 林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要である。
- こうしたことを踏まえ、令和5年5月にクリーンウッド法が改正され、家具・紙等業界の水際・川上の木材関連事業者に対しても、木材等の合法性確認等が義務づけられることとなった。
- 経済産業省は、業界関係者に対して、改正クリーンウッド法の制度改正の趣旨や具体的な見直し内容等について周知徹底を図るとともに、施行に向けた実務上の問題点をあらかじめ解消し、同法の円滑な施行を目指すことを目的として、「家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会」を設置する。

2. 議事について

- 本協議会の議事は非公開とする。
- ただし、議事録及び資料は経済産業省ホームページにて公開するものとする。
- 議事録は協議会終了後、1ヶ月をメドとして公開することとする。